

河内町移住支援金

対象確認フローチャート

居住要件

東京23区内に直近1年
以上住んでいる

NO

東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県(条件不利地域を除く))から直近1年以上東京23区
内に通勤している

YES

YES

NO

過去10年間のうち、通算5年以上、東京
23区内に在住または東京圏から23
区内に通勤している

YES

居住要件該当(支給要件をご確認ください)

支給要件

次のいずれかに該当する

- ①茨城県求人マッチングサイト「いばらき就職
チャレンジナビ」を活用して就業
- ②「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的
人材マッチング事業」を活用して就業
- ③移住前の業務を引続きテレワークで実施
- ④起業支援金(県事業)の交付決定を受けた
- ⑤申請者を含むすべての世帯員が55歳未満
で、アに該当し、かつ、イまたはウに該当
ア 申請日の年度を含め、直近3年間で河内
町へのふるさと納税の寄付実績がある者
イ 県内農林水産業(事業に限る)へ就業、ま
たは、承継した者
ウ 河内町において「認定新規就農者」や「認
定農業者」の認定を受けている者

NO

YES

対 象 外

支 給 金 対 象

※その他、転入前の事前相談が必要です。